

## 預金規定の一部改定のお知らせ

平素は、兵庫ひまわり信用組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

現在、手形・小切手に関しては、政府・産業界・金融界が一丸となり、「2026年度末までの約束手形の利用廃止・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みが進行しています。

当組合におきましても、これらの動向に合わせ、順次対応いたしております。

このたび、関連する預金規定を下記のとおり改定しますので、ご案内申し上げます。

なお、改定後の規定は、改定日以前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、あらかじめご了承ください。

### ■ 改定する規定

「預金共通規定」、「当座勘定規定」、「小切手用法」、「約束手形用法」、「為替手形用法」

### ■ 改定日

2026年7月1日（水）

### ■ 主な改定内容

- 2026年10月1日以降、他行を支払地とする手形・小切手を受入れない旨を明記
- 手形・小切手の最終振出期限以降は支払わない旨等を明記
- 手形・小切手用紙の交付にかかる記載を削除

※詳細については、[新旧対照表](#)をご参照ください。

### 4. 当組合の電子化対応について

| 実施日        | 実施内容   |
|------------|--|
| 2025年3月31日 | 当座預金の新規口座開設受付の廃止                                       |
| 2026年1月5日  | 当座預金の払戻請求書（出金票）による払戻し開始                                |
|            | でんさいサービスと法人インターネットバンキングとの連携開始<br>でんさいライトサービスの申込受付開始    |
| 2026年3月31日 | 手形帳・小切手帳の発行受付終了  |
|            | 2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付終了<br>自己宛小切手（保証小切手）の発行受付終了 |
| 2026年9月30日 | 手形・小切手の最終振出期限設定  |
|            | 他行を支払地とする手形・小切手の預金入金扱い受付終了                             |

お手続きにつきましてご不明点等ございましたら、お取引店窓口までお問い合わせください。

以上